泊発電所3号機

デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因 故障緩和対策に関する要件整合確認書 (詳細設計)

2025年 7月 3日 原子力エネルギー協議会

1. はじめに

北海道電力(株)は、泊発電所3号機のデジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策(以下、「デジタル CCF 対策」という。)に係る安全対策のうち基本設計、詳細設計及び有効性評価について、技術要件書*の「3.多様化設備要件」及び「4.有効性評価」の各要求内容に整合しているかの確認を行い、2025年3月24日(2025年6月20日に一部改訂)に「泊発電所3号機デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策に関する要件整合報告書(詳細設計)(以下、「要件整合報告書(詳細設計)」という。)」をATENAに提出した。

ATENA は、受領した要件整合報告書(詳細設計)の確認を行い、確認結果を本要件整合確認書(詳細設計)として取りまとめた。

※原子力発電所におけるデジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策に 関する技術要件書(ATENA 20-ME05 Rev.2)

2. 確認方法

要件整合確認(詳細設計)は、技術要件書の各要求内容に対して下記の確認項目についてチェックシート形式で確認を行った。

なお,今回の要件整合確認(詳細設計)における確認体制及び確認フローについて添付 資料1に示す。

【確認項目】

- ① 技術要件書の要求内容が漏れなく抽出されていること。
- ② 記載内容(概要)の欄に,設備仕様や有効性評価結果が記載され,要求内容への整合性が明確になっていること。また,設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。
- ③ 要件整合判定が全て「○」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。
- ④ エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。
- ⑤ 多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

3. 要件整合確認結果

(1) [3. 多様化設備要件]

多様化設備に対する要件整合性について,以下に示す技術要件書の各要求内容に対して,要件整合報告書(詳細設計)及び各設計図書の記載内容を確認した結果,全ての要求内容に対して整合していることを確認した。

なお,技術要件書の「3.5.8 安全保護回路への波及的影響防止」に関して,多様化設備はデジタル安全保護回路に対して隔離デバイス(アイソレータ等)による電気的分離又は異なる筐体に設備を収納する等の物理的分離を考慮した設計であることを設計図書により確認した。

各要求内容に対する確認結果については表1に示す。

【技術要件書の各要求内容】

- 3.1 設置要求
- 3.2 機能要求
- 3.3 多様化設備の範囲
- 3.4 設計基本方針
- 3.5 多様化設備への要求事項

(2)「4. 有効性評価」

有効性評価に対する要件整合性について,以下に示す技術要件書の各要求内容に対して,要件整合報告書(詳細設計)及び有効性評価図書の記載内容を確認した結果,全ての要求内容に対して整合していることを確認した。

各要求内容に対する確認結果については表2に示す。

【技術要件書の各要求内容】

- 4.2 評価すべき事象
- 4.3 判断基準
- 4.4 解析に当たって考慮すべき事項

4. まとめ

要件整合報告書(詳細設計)の確認の結果,技術要件書の「3.多様化設備要件」及び「4.有効性評価」の各要求内容に対して全て整合していることを確認した。

5. 添付資料

添付資料1 要件整合確認における確認体制及び確認フロー

(記号)○:整合性有 -:該当なし

ATENA 技術要件書		事業	者の要件整合報告の内容			ATE	ENA (C	よる	
AILNA以附安計官	記載内容(概要)		要件整合性	設計図書	5	要件整	合確認	忍結果※	
要求内容	記載 <u>內谷(</u> 做安)	判定	理由	·	1	2	3	4	5
3.1 設置要求									
デジタル安全保護回路を設ける場合には, 代替機能を有す	デジタル安全保護回路の代替機能を有する、多様化設備である共通要因		デジタル安全保護回路がソフトウェアに起因する共通要因	・デジタル安全保護系共通要因故障対策					
る多様化設備を設置しなければならない。	故障対策設備を設置する。		故障によってその機能をすべて喪失し、かつ運転時の異常	基本方針書 3.2章					
			な過渡変化、又は設計基準事故が発生した場合でも設計	•共通要因故障対策設備基本設計方針書					
			基準事故の判断基準を概ね満足することができる設備を共	1章					
			通要因故障対策設備として設けていることを、設計図書によ						
			り確認した。						
		0	具体的な代替機能は 3.2 項にて、共通要因故障対策設備		1	1	1		/
			の範囲は3.3項にて確認した。		•	ľ	·		•
			なお、共通要因故障対策設備のうち設計基準対象施設及						
			び重大事故等対処設備を兼ねる設備については、機器仕						
			様に変更がないため、既存設備状態を示す図書により確認						
			した。						
					ļ			ļ	
ただし、ソフトウェアCCF が発生するおそれがない場合、若			多様化設備を設置する計画であるため、該当しない。	・デジタル安全保護系共通要因故障対策					
しくは運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生				基本方針書 3.2章					
し、かつ安全保護回路の一部がソフトウェアにより作動する									
ものがある場合で、当該ソフトウェアが機能しない場合を想									
定しても、他の安全保護回路の安全機能が作動することに									
より設計基準事故の判断基準を概ね満足することが有効性	_	_			_	_	_		_
評価により確認できる場合には、多様化設備を設けなくても									
よい。									
								\bot	

②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。

③要件整合判定が全て「〇」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。

④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。

⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

ATENIA ++/E.TT/H. =>			事業者の要件整合報告の内容			ATEN	A によ	<u>る</u>
ATENA 技術要件書	⇒1±1.4.5.2./## ##\		要件整合性	-n1 km-4-	身	件整合	確認約	吉果※
要求内容	記載内容(概要)	判定	理由	設計図書	1	2	3) (4 5
3.2 機能要求					-	•		
多様化設備は, 運転時の異常な過渡変化又は設計基準	デジタル安全保護回路が共通要因故障によってその機能をすべて喪失		デジタル安全保護回路がソフトウェアCCFによってその機	·共通要因故障対策設備基本設計方針書 6.1.1章,				
事故が発生し、かつソフトウェアCCF により安全機能が喪	し、かつ運転時の異常な過渡変化、又は設計基準事故が発生した場合		能をすべて喪失し、かつ運転時の異常な過渡変化又は	6.2章				
失した場合においても、設計基準事故の判断基準を概ね	でも設計基準事故の判断基準を概ね満足することができる設備を共通要		設計基準事故が発生した場合でも設計基準事故の判断	・原子炉制御保護系ファンクショナルダイヤグラム				
満足できるよう,原子炉停止系統,工学的安全施設等を	因故障対策設備として設ける。		基準を概ね満足できるように、多様化設備である共通要	・安全保護系ブロック図(チャンネル I)				
自動,又は手動で作動させることができなければならな	多様化設備である共通要因故障対策設備には、ソフトウェアCCF対策と		因故障対策設備には自動作動機能, 手動操作機能, 警	・安全保護系ブロック図(チャンネルⅡ)				
V _o	して、原子炉停止系統及び工学的安全施設等の以下の機能を設ける。		報機能及び指示機能を設けていることを, 設計図書により	・安全保護系ブロック図(チャンネルⅢ)				
	・自動作動機能		確認した。	・安全保護系ブロック図(チャンネルIV)				
	自動原子炉トリップ		なお, 共通要因故障対策設備のうち設計基準対象施設	・炉外核計装装置機能ブロック線図				
	自動安全注入作動 他		及び重大事故等対処設備を兼ねる設備については、機	・共通要因故障対策盤(自動制御盤)ブロック図				
	(別表1「共通要因故障対策設備が有する自動作動機能一覧表」参照)		器仕様に変更がないため、既存設備状態を示す図書によ	・展開接続図(EWD) 共通要因故障対策操作盤				
	・手動操作機能		り確認した。	・展開接続図(EWD) 主蒸気系統				
	手動原子炉トリップ			・展開接続図(EWD) 1次冷却系統				
	手動安全注入作動 他			・展開接続図(EWD) 化学体積制御系統				
	(別表2「共通要因故障対策設備が有する手動操作機能一覧表」参照)			・展開接続図(EWD) 安全注入系統				
	•警報機能			・展開接続図(EWD) 余熱除去系統				, ,
	CMF作動警報	0		・展開接続図(EWD) 補助給水系統			´ `	´ ´
	加圧器圧力異常低警報 他			・展開接続図(EWD) 原子炉格納容器スプレイ系統				
	(別表3「共通要因故障対策設備が有する警報機能一覧表」参照)			・展開接続図(EWD) 原子炉補機冷却水系統				
	・指示機能			・展開接続図(EWD) 格納容器減圧系統・格納容器				
	蒸気発生器水位(狭域)指示			水素制御系統・格納容器真空逃がし装置系統				
	加圧器水位指示 他			・展開接続図(EWD) 空気サンプリング系統				
	(別表4「共通要因故障対策設備が有する指示機能一覧表」参照)			・装置ロジック図 工学的安全施設作動盤(トレンA)				
				・装置ロジック図 工学的安全施設作動盤(トレンB)				
				・展開接続図(EWD) 原子炉トリップ遮断器				
1								

- ②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。
- ③要件整合判定が全て「〇」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。
- ④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。
- ⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

さらに、原子炉停止系統、工学的安全施設等を手動により作動させる場合には、運転員が必要な時間内に操作を開始し、判断基準を概ね満足した状態で事象を収束させることができるよう、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生時に安全保護回路の安全機能動作の異常の発生を認知し、必要な操作の判断を行える機能を設けなければならない。

多様化設備である共通要因故障対策設備を用いて原子炉停止系統,工 学的安全施設等を手動操作する場合に,運転員が必要な時間内に開始 できるよう,ソフトウェアCCF対策として必要なパラメータの監視及び共通 要因故障対策設備から作動させた原子炉停止系統及び工学的安全施 設等の機器の状態の監視が可能な設計とするとともに,ソフトウェアCCF 時に必要な原子炉停止系統及び工学的安全施設等の手動操作ができ る設計とする。また,共通要因故障対策設備が自動作動したことを,吹鳴 装置を設け表示灯点灯と共に吹鳴音にて告知する設計とする。 多様化設備である共通要因故障対策設備の自動作動機能が動作すると、中央制御室に「CMF作動警報」が発信する。これにより、デジタル安全保護回路がソフトウェアCCFによりすべて機能喪失し、かつ運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生したことを検知できる。検知後は、運転員が必要な時間内に手動操作を開始できることを、設計図書により確認した。

・デジタル安全保護系共通要因故障対策基本方針 書 3.2章

•共通要因故障対策設備基本設計方針書 6.1.1章

>	`	`	`	`

- ②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。 また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。
- ③要件整合判定が全て「〇」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。
- ④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。
- ⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

ATENA 技術要件書	事業者の要件整合報告の内容					ATE	NA によ	 .る
AILWA 汉州安门首	記載内容(概要)		要件整合性	────────────────────────────────────		要件整	合確認約	吉果※
要求内容	心戦/ 3台 (例.女/	判定	理由	以川囚官	1	2	3 (4 5
3.3 多様化設備の範囲								
多様化設備の範囲は、3.2 機能要求を達成するために必	多様化設備である共通要因故障対策設備の範囲は以下の①~⑦である。		多様化設備である共通要因故障対策設備の対象範囲に	· 共通要因故障対策設備基本設計方針				
要となる, 検出器, 操作スイッチ, 論理回路, 指示計・警報	①検出器		ついて、当該プラントの安全保護回路のデジタル化の範	書 6.1章, 6.2章				
等の計測制御設備とする。	蒸気発生器水位(狭域)検出器		囲に応じて選定されたことも含めて、設計図書にて明確化					
この計測制御設備の構成要素は,3.5 多様化設備への要	加圧器圧力検出器 他		されていることを確認した。					
求事項を満足する限り、デジタル安全保護回路のソフトウェ	(別表4「共通要因故障対策設備が有する指示機能一覧表」参照)							
ア CCF 影響緩和対策として設けた設備以外の設備(安全	②操作器							
保護回路の検出器及び操作スイッチ,重大事故等対処設	原子炉トリップ操作器							
備等)も多様化設備として用いることができる。	手動安全注入操作器 他							
また、多様化設備の範囲は、安全保護回路のデジタル化の	(別表2「共通要因故障対策設備が有する手動操作機能一覧表」参照)							
範囲等により異なるため、多様化設備としてどの設備を選定	③論理回路							
したか設計図書で明確にする。	共通要因故障対策盤(自動制御盤)							
	(個別の論理回路については別表1「共通要因故障対策設備が有する自動							
	作動機能一覧表」参照)							
	④指示計							
	蒸気発生器水位(狭域)指示	0			1	/	/	/ /
	加圧器水位指示 他							
	(別表4「共通要因故障対策設備が有する指示機能一覧表」参照)							
	⑤警報							
	CMF作動警報							
	加圧器圧力異常低警報 他							
	(別表3「共通要因故障対策設備が有する警報機能一覧表」参照)							
	⑥表示灯							
	自動作動及び手動操作による弁・補機動作状態の表示灯							
	⑦その他							
	原子炉安全保護盤(炉外核計装信号処理部含むアナログ回路部)							
	補機制御設備(安全系現場制御監視盤)							

- ②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。
- ③要件整合判定が全て「〇」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。
- ④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。
- ⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

ATENIA 社经再从事		事業	者の要件整合報告の内容			ATE	NA による	5
ATENA 技術要件書	37.44.45.(机压)		要件整合性	設計図書		要件整	合確認結	果*
要求内容	記載内容(概要)	判定	理由		1	2	3 4	5
3.4 設計基本方針								
デジタル安全保護回路は,十分に高い信頼度でソフトウェ			本項は基本方針を述べたものであり、具体的には「3.5 多					
ア設計がなされており、ソフトウェア CCF が発生する可能性			様化設備への要求事項」で、耐環境性、耐震性、供給電源					
は極めて小さく抑えられているため,多様化設備は,運転時			等について個別に確認した。					
の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、かつソフト			なお, 共通要因故障対策設備のうち設計基準対象施設及					
ウェア CCF により安全機能が喪失するという設計基準を超			び重大事故等対処設備を兼ねる設備については,機器仕					
える事象に対応する設備であることから,多様化設備に対し			様に変更がないため、既存設備状態を示す図書により確認					
ては, 設計上, 単一故障を考慮しない。			した。					
多様化設備は、設計上、火災・溢水あるいは外的影響(地								
震を除く)とソフトウェア CCF との重畳を考慮しない。	-	_		_	-	-	_ -	- -
多様化設備は、ソフトウェア CCF 発生時に安全保護回路の								
代替機能を有する設備であることから,耐環境性,耐震性,								
供給電源等は、安全保護回路と同等の条件で機能を発揮								
できる設計とする。								

※確認要領:確認項目①②③④⑤の欄ごとに確認結果を記入(確認できた場合「✔」,該当なしの場合「-」を記入) ①技術要件書の要求内容が漏れなく抽出されていること。

④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。

⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。

③要件整合判定が全て「〇」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

ADDIVA HAS TE (IL TE		事業	者の要件整合報告の内容			AT	ENA	による	
ATENA 技術要件書	27.44.0次/顺邢\		要件整合性	라니니		要件團	を合確	認結果	<u>*</u> *
要求内容	記載内容(概要)	判定	理由	設計図書	1	2	3	4	(5)
3.5 多様化設備への要求事項									
3.5.1 多重性									
多様化設備には、多重性は要求しない。	多様化設備である共通要因故障対策設備自体には多重性は不要である。	0	多様化設備である共通要因故障対策設備は、設計想定外の設備であるため、作動機能の維持について構成機器もしくはチャンネルに単一故障もしくは試験または保守のための使用状態からの取り外しを想定する必要はない設計方針としていることを、設計図書により確認した。	方針書 3.2章 ·共通要因故障対策設備基本設計方針書5.2.1	1	1	1	1	1
3.5.2 多様性		1	<u>I</u>	<u>I</u>	1	1	1		
多様化設備自体には、多様性は要求しない。	多様化設備である共通要因故障対策設備自体には多様性は不要である。	0	多様化設備である共通要因故障対策設備自体には 多様性不要とする設計方針としていることを設計図書 により確認した。	・デジタル安全保護系共通要因故障対策基本 方針書 3.2章・共通要因故障対策設備基本設計方針書 5.2.2.1章	1	1	1	/	1
多様化設備は、ソフトウェアを用いた安全保護回路に対して 多様性を有した設備とすること。なお、多様性を有した設備 とは、アナログ設備等、ソフトウェアCCFによってデジタル安 全保護回路と同時にその機能を喪失するおそれがないもの をいう。	独立、かつ多様性のある別設備で構成し、ソフトウェアCCFの影響で各機	0	多様化設備である共通要因故障対策設備は、デジタル安全保護回路の共通故障要因によって機能が阻害されないように、ハード回路を用いた設計としていることを、設計図書により確認した。	方針書 3.2章	✓	/	1	1	/
また、多様化設備に用いられるソフトウェア及びデジタル安全保護回路に用いられるソフトウェアにおいて、それらのソフトウェアに不具合が共通して内在する可能性がなく、かつその他ソフトウェアCCFが発生するおそれがないことが明らかである場合には、多様化設備にもソフトウェアを用いることができる。	_		ハード回路を用いた設計とする計画であるため、考慮しない。	·共通要因故障対策設備基本設計方針書 5.2.2.1章	_	_	_	_	_

- ②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。
- ③要件整合判定が全て「〇」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。
- ④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。
- ⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

ADDNIA ++ /4E TE /4L TE		事業	者の要件整合報告の内容			A	ATEN	A IC	よる	
ATENA 技術要件書	21 本中公 (無用)		要件整合性	設計図書		要件	整合	確認	結果	*
要求内容	記載内容(概要)	判定	理由	· — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	1	(2	2) (3	4	(5)
3.5.3 耐環境性										,
多様化設備は、4. 有効性評価で対象とする運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故とソフトウェアCCFが重畳する状態で想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とすること。	多様化設備である共通要因故障対策設備は、「運転時の異常な過渡変化」又は「設計基準事故」とソフトウェアCCFが重畳する状態で想定される環境条件において、その機能を発揮できる設計とする。	0	多様化設備である共通要因故障対策設備は、「運転時の異常な過渡変化」又は「設計基準事故」とソフトウェアCCFが重畳する環境下で所定の機能が果たせる設計としていることを設計図書により確認した。		1	•	′ .	/	✓	1
3.5.4 耐震性										
多様化設備は、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能維持する設計とすること。	多様化設備である共通要因故障対策設備は、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能維持する設計とする。	0	多様化設備である共通要因故障対策設備は、基準地震動Ssによる地震力に対し機能維持する設計としていることを設計図書により確認した。なお、多様化設備のうち設計基準対象施設と兼用しておらず、個別の耐震評価が必要な共通要因故障対策盤(自動制御盤)及び共通要因故障対策操作盤については、ATWS緩和設備と共用のため、設計及び工事の計画の認可をもって耐震評価が確定となることから、基準地震動Ssによる地震力に対し機能維持できることを設計及び工事の計画の認可後に実施する事業者自主検査により確認する。	・デジタル安全保護系共通要因故障対策基本 方針書3.2章・共通要因故障対策設備基本設計方針書5.4章	✓	,	′ •		V	✓
3.5.5 供給電源		1								
多様化設備は、外部電源が利用できない場合においても、 非常用電源系又は重大事故等対処設備電源系のどちらか 一方から給電できる設計とすること。	多様化設備である共通要因故障対策設備は、外部電源が利用できない場合においても、非常用電源系又は重大事故等対処設備電源系のどちらか 一方から給電される設計とする。	0	多様化設備である共通要因故障対策設備は、安全系の計測制御用電源設備または直流電源設備から給電される設計としていることを設計図書により確認した。		1	<i>,</i>	'		✓	✓
3.5.6 設備の共用								_		
多様化設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用 しない設計とすること。また、相互に接続しない設計とするこ と。	多様化設備である共通要因故障対策設備は、2つ以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とすること。また、相互に接続しない設計とする。	0	多様化設備である共通要因故障対策設備は、2つ以上の発電用原子炉施設にて共用及び相互接続しないものとしていることを設計図書により確認した。	・デジタル安全保護系共通要因故障対策基本 方針書3.2章・共通要因故障対策設備基本設計方針書5.15章	1	,	<i>,</i>	/	✓	1

- ②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。
- ③要件整合判定が全て「○」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。
- ④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。
- ⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

ACCOUNT HAVE THE SE		事業	さ者の要件整合報告の内容			ATI	ENA (こよる	
ATENA 技術要件書	=1.45.4.c> (4m =c)		要件整合性	311.31 m #s		要件整	合確	認結身	果**
要求内容	記載内容(概要)	判定	理由	設計図書	1	2	3	4	(5)
3.5.7 試験可能性		•							
多様化設備は,原子炉の運転中又は停止中に,試験又は 検査ができる設計とすること。	多様化設備である共通要因故障対策設備は、原子炉の運転中又は停止中に、試験又は検査ができる設計とする。	0	多様化設備である共通要因故障対策設備は、定期事業者検査時において、模擬信号あるいは実動作によって設定値・ロジックなどの機能が確認できる設計としていることを設計図書により確認した。	・デジタル安全保護系共通要因故障対策基本 方針書3.2章・共通要因故障対策設備基本設計方針書5.2.6 章	1	1	1	1	1
3.5.8 安全保護回路への波及的影響防止									
多様化設備は、多様化設備の故障影響により安全保護回路の安全機能を喪失させない設計とすること。なお、電気的分離を行うためのアイソレーションデバイスは、安全保護回路に属する。	故障影響により安全保護系の安全機能が喪失しない設計とする。	0	安全保護回路と共通要因故障対策設備が部分的に 設備を共用する場合には、共通要因故障対策設備の 影響により安全保護機能を失わないように、共通要因 故障対策設備は安全保護回路に対して隔離デバイス (アイソレータ等)を安全系設備に設置することによる 電気的分離及び異なる筐体に設備を収納する等の物 理的分離を考慮した設計であることを設計図書により 確認した。	章 ・安全保護系ブロック図(チャンネル I)	✓	✓	1	/	✓
3.5.9 火災防護及び溢水防護			1		ı	1			
多様化設備が、火災・溢水の影響を受けたとしても、安全保護回路の安全機能を喪失させない設計とすること。	多様化設備である共通要因故障対策設備は、火災・溢水の影響を受けたとしても、安全保護系の安全機能が喪失しない設計とする。	0	多様化設備である共通要因故障対策設備が仮に火災・溢水の影響を受けて機能喪失したとしても、多重性を有した安全保護回路の安全機能を喪失させない設計であることを、設計図書により確認した。また、多様化設備である共通要因故障対策設備は、実用上可能な限り不燃性または難燃性材料を設備構成品に使用し、内部火災等への耐性を可能な限り有する設計であることを、設計図書により確認した。	方針書3.2章 ·共通要因故障対策設備基本設計方針書5.6章	1	✓	1	1	✓

- ②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。
- ③要件整合判定が全て「○」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。
- ④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。
- ⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

ADDVA + 1-45 TE (sl th.	事業者の要件整合報告の内容					ATI	ENA (こよる	
ATENA 技術要件書	シュキャング (和 五)		要件整合性	-111 Ext -4+]	要件整	合確認	忍結果	<u>*</u>
要求内容	記載内容(概要)	判定	理由	設計図書	1	2	3	4	(5)
3.5.10 外的事象に対する防護									
多様化設備は、想定される自然現象(地震を除く)、人為による事象、蒸気タービン、ポンプ、その他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物等に対して、多様化設備がそれらの影響を受けない設計とすること又は多様化設備がそれらの影響を受けたとしても、安全保護回路の安全機能を喪失させない設計とすること。	管の損壊に伴う飛散物等に対して、共通要因故障対策設備が影響を受けない設計とする、又は、共通要因故障対策設備が影響を受けても安全機能	0	発電所で考慮する自然現象及び外部人為事象等に対して、共通要因故障対策設備の受ける影響評価を行った結果、これらの事象に対して多様化設備である共通要因故障対策設備が影響を受けない、または影響を受けたとしても、安全保護系の機能を喪失しないことを確認した。 各事象に対する共通要因故障対策設備への影響評価を別表5「共通要因故障対策設備の自然現象、外部人為事象等に対する影響評価整理表」に示す。	・デジタル安全保護系共通要因故障対策基本 方針書3.2章・共通要因故障対策設備基本設計方針書5.10章	✓	✓	✓	•	✓
3.5.11 操作性 多様化設備として手動操作設備が必要になる場合は、原子 炉制御室に設置すること。 また、原子炉制御室に設置する場合には、誤操作防止を考 慮した設計とするとともに、操作結果が確実に確認できるよ う配慮した設計とすること。	多様化設備である共通要因故障対策設備のうち手動操作器は、原則として中央制御室に設置する。また、手動操作器は誤操作防止を考慮した設計とする。	0	誤操作防止を考慮した手動操作器及び表示を3.3項の操作スイッチ及び表示として中央制御室に設置する設計としていることを設計図書により確認した(加圧器逃がし弁及び主蒸気逃がし弁の手動操作回路を除く)。	・デジタル安全保護系共通要因故障対策基本 方針書3.2章 ・共通要因故障対策設備基本設計方針書5.7 章,6.2章	/	✓ /	✓	✓	✓
なお,有効性評価により,原子炉制御室以外での操作で対応可能であることが確認できた場合はこの限りではない。	多様化設備である共通要因故障対策設備のうち手動操作器を中央制御室 以外に設置する場合,有効性評価により対応可能であることを確認する。	0	加圧器逃がし弁及び主蒸気逃がし弁の手動操作は時間的に余裕があり、有効性評価で考慮する時間内に中央制御室外原子炉停止盤室の操作回路により操作可能であることを確認した(添付2参照)。	 ・デジタル安全保護系共通要因故障対策基本 方針書2.3章 ・共通要因故障対策設備基本設計方針書5.7 章,6.2章 	_				

- ②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。
- ③要件整合判定が全て「〇」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。
- ④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。
- ⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

ATENA 技術要件書		事業者の要件整合報告の内容					ENA (3	よる	
AT ENA X例安計青	記載内容(概要)		要件整合性	設計図書	要	要件整	合確認	忍結果	*
要求内容	<u> </u>	判定	理由	以川凶目		2	3	4	(5)
3.5.12 監視性									
多様化設備には, 運転時の異常な過渡変化又は設計基準	多様化設備である共通要因故障対策設備のうち、事象発生の検知や、事		運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故とソフト	・デジタル安全保護系共通要因故障対策基本					
事故とソフトウェアCCFが重畳した事象の発生を認知できる	象の判定及び対応操作の判断に必要な警報機能や監視機能は、中央制		ウェアCCFが重畳した事象を認知できる警報として、	方針書3.2章					
警報,事象の判定及び対応操作の判断に必要な監視設備	御室に設置する。		3.2項, 3.3項及び別表3「共通要因故障対策設備が有	·共通要因故障対策設備基本設計方針書5.7					
を原子炉制御室に設置すること。			する警報機能一覧表」で示したCMF作動警報を中央	章, 6.1.1章, 6.2章					
			制御室に告知する設計としていることを、設計図書に						
			より確認した。						
		\circ	事象の判定及び対応操作に必要な監視設備として,		1	✓	1	1	1
			3.2項, 3.3項及び別表4「共通要因故障対策設備が有						
			する指示機能一覧表」で示した指示計を中央制御室						
			に設置する設計としていることを、設計図書により確認						
			した。						
また、多様化設備が自動で作動した場合には、その作動要	多様化設備である共通要因故障対策設備の論理回路(共通要因故障対策			・デジタル安全保護系共通要因故障対策基本				[ļ
因が原子炉制御室に表示される設計とすること。	盤(自動制御盤))が自動作動した場合には,中央制御室の共通要因故障		トルストライン として といって とり	 方針書3.2章					
	対策操作盤の表示部に警報が表示される設計とする。		対策設備が有する警報機能一覧表」で示したとおり,	·共通要因故障対策設備基本設計方針書6.1.1					
		0	各警報が中央制御室の共通要因故障対策操作盤の	章	✓	1	1	1	/
			表示部に表示される設計としていることを,設計図書						
			により確認した。						

②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。

③要件整合判定が全て「〇」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。

④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。

⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

本 技術要件書 事業者の要件整合報告の内容 事業者の要件整合報告の内容 Table 1 を		ATENA による				
要件整合性	大热 快速压励事	要	件整	合確認	は結果	
理由	有効性評価図書	1	2	3	4	
		·				
異常な過渡変化及び設計基準事故の全事象	3.2 事象選定の基本的考え					
ている。	(P.8)					
		1	1	1	1	
き事象において、グルーピングは考慮してい	3.2 事象選定の基本的考え					
	(P.9)					
				_		
は判定基準に対して影響が軽微であることを	3.3.1 運転時の異常な過渡変化					
00	(P.9)					
	3.3.2 設計基準事故					
	(P.10)					
	4.4 運転時の異常な過渡変化					
	(P.22,P.30)					
	4.5.7 蒸気発生器伝熱管破損					
	(P181,P.189)					
	4.6.2.3 可燃性ガスの発生					
	(P.217)	1	1	1	1	
	4.6.3 被ばく評価への影響					
	4.0.3 恢復年間 10.5 10.0.1 10.					
	(P.226~P.233)					

- ③要件整合判定が全て「○」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。
- ④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。
- ⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

ATENA 技術要件書		事業者0	つ要件整合報告の内容			ATE	NA R	よる	
ATENA IX例安什盲	記載内容(概要)		要件整合性	│ - 有効性評価図書	要	厚件整	合確認	忍結果	ŕ*
要求内容	記戦的谷(似安)	判定	理由	有 奶 注 計 個 凶 音	1	2	3	4	(5)
・グルーピングしたグループ内の代表事象に包絡される			評価すべき事象において、グルーピングは考慮してい	3.2 事象選定の基本的考え					
事象	_		ない。	(P.9)	_		_	_	_
・デジタル安全保護回路の動作を期待しない事象	下記事象については、デジタル安全保護回路の動作を期待していないプラ		デジタル安全保護回路の動作を期待していない事象に	4.6.3.1 放射性気体廃棄物処理施設の破					
	ントでは、解析を省略する。		ついては解析を省略している。	損					
	・放射性気体廃棄物処理施設の破損	0		(P.228)	1	1	1	1	1
	·燃料集合体落下			4.6.3.3 燃料集合体の落下					
				(P.230)					
4.3 判断基準									
全事象に対して判断基準は設計基準事故において使	全事象に対する判断基準として設計基準事故において使用される判断基準		設計基準事故において使用される判断基準を準用し、	4.1 判断基準					
用される判断基準を準用し、その判断基準を概ね満足	を準用する。		その判断基準を概ね満足することの確認を行うこととし	(P.11)					
することの確認を行う。	また、解析等により判断基準を概ね満足することを確認している。	0	ている。	4.4 運転時の異常な過渡変化	1	1	1	1	1
				4.5 設計基準事故					
設備の健全性が別途確認されている原子炉格納容器	原子炉格納容器の最高使用圧力/温度を上回る場合の判断基準として、既		健全性が別途確認されている原子炉格納容器の限界	4.1 判断基準					
の限界圧力, 温度等の条件, 及び炉心の著しい損傷防	許認可で確認された原子炉格納容器の限界圧力(最高使用圧力の 2 倍)/		圧力/限界温度を判断基準として設定している。	(P.11)					
止が達成できることを適切に確認できる他の判断基準を	限界温度(200℃)を設定している。				1	•	'	✓	'
用いてもよい。									

[※]確認要領:確認項目①②③④⑤の欄ごとに確認結果を記入(確認できた場合「✔」,該当なしの場合「-」を記入) ①技術要件書の要求内容が漏れなく抽出されていること。

②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。

③要件整合判定が全て「〇」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。

④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。

⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

	事業者の要件整合報告の内容				ATENA による						
ATENA 技術要件書			要件整合性		要	— 要件整合確認結果 [※]					
要求内容	記載内容(概要)		有効性評価図書	1	2	3	4	5			
4.4 解析に当たって考慮すべき事項					•	•	•				
最適評価コードにより, 運転時の異常な過渡変化又は設計基	「原子炉冷却材喪失」以外の事象については、最適評価コードを適用	0	最適評価コードの適用を示している。	4.2 解析に使用する計算プログラム		/	,	/	1		
準事故に対する評価を行うこと。	する。)		(P.12)	•	•	•	•			
保守的評価によって解析した結果が余裕をもって判断基準を	解析対象とする「原子炉冷却材喪失」については、現行措置及び追加		保守的な評価コードの適用を示すとともに、その理由を	4.2 解析に使用する計算プログラム							
満足する場合には,保守的評価を採用してもよい。	措置の多様化設備により、設置変更許可申請書 添付書類十解析(設		記載している。	(P.12)							
	計基準事故)と同様の過渡応答になると考えられ、最適評価を適用する	0			1	1	1	1	1		
	必要はないと判断されるため、添付書類十解析と同じ保守的評価を適										
	用する。										
4.4.1 解析にあたって考慮する範囲											
有効性評価においては、事象発生前の状態として、通常運転	設置変更許可申請書 添付書類十解析(設計基準事故)では、「発電		添付書類十解析と同様に、全ての運転範囲及び運転期	4.3 基本解析条件							
範囲及び運転期間の全域を対象とすること。	用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」の要求に従い、		間を包絡する解析条件を設定している。	(P.14)							
	異常状態の発生前の状態として通常運転範囲及び運転期間の全域に						,		/		
	ついて考慮し、判断基準に照らして最も厳しくなる初期状態(解析条					•	•	•	•		
	件)を選定している。ソフトウェアCCF対策の有効性評価についても、こ										
	の方針に従い解析条件を設定している。										
解析は、想定した事象が、判断基準を概ね満足しながら、過	添付書類十解析と同様、事象発生から安定状態へ移行できると合理的		事象発生から、注水等によりプラント状態が安定状態へ	4.4 運転時の異常な過渡変化							
渡状態が収束し、その後原子炉は支障なく安定状態へ移行	に判断できる時点までの解析結果(グラフ)を示している。		移行できると判断でき、かつ主要パラメータの傾向が事	(各グラフ)							
できることが合理的に推定できる時点までを包含すること。		0	象収束の方向にあると判断できる時点まで解析を実施し	4.5 設計基準事故	1	1	1	1	1		
			ている。	(各グラフ)							
						<u> </u>			<u> </u>		
事象発生前のプラント初期条件は、設計値等に基づく現実的	プラント初期条件及び設定根拠を、解析条件として示している。また、		プラント初期条件及び設定根拠が示されている。	4.3 基本解析条件					Ī		
な値を用いること。その場合には,安全設計の妥当性確認に	添付書類十解析と異なる条件を用いたものは、差異及び根拠を示して			(P.14)							
用いる安全解析における解析条件との差異及び根拠を明確	いる。			4.4 運転時の異常な過渡変化							
にすること。				(各主要解析条件表)							
		0		4.5 設計基準事故		•	/	1	1		
				(各主要解析条件表)							
				添付 1-1							
				添付1-2							

- ③要件整合判定が全て「○」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。
- ④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。
- ⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

ATENIA 社体证(4) 書	事業者の要件整合報告の内容				ATENA によ					
ATENA 技術要件書			要件整合性	一大块实际 中	要	要件整合確認				
要求内容	記載内容(概要)	判定	理由	有効性評価図書	1	2	3	4	(5)	
事象発生によって生じる外乱の程度、炉心状態(出力分布、 反応度係数等)、機器の容量等は、設計値等に基づく現実的 な値を用いること。その場合には、安全設計の妥当性確認に 用いる安全解析における解析条件との差異及び根拠を明確 にすること。 作動設定点等については計装上の誤差は考慮しなくともよ	事象発生による外乱の程度、炉心状態、機器容量等の解析条件及び設定根拠を示している。また、添付書類十解析と異なる条件を用いたものは、差異及び根拠を示している。	0	解析条件及び根拠が示されている。 技術要件書の緩和規定の適用は必須ではなく、計装上	4.3 基本解析条件 (P.14) 4.4 運転時の異常な過渡変化 (各主要解析条件表) 4.5 設計基準事故 (各主要解析条件表) 添付 1-1 添付 1-2 4.3 基本解析条件	✓	1	✓	1	1	
い。 誤操作が起因事象となる評価では、運転手順に基づく現実的な操作条件を用いること。その場合には、現実的な操作条件の根拠を明確にすること。	_	_	の誤差の考慮は保守的な設定としている。 誤操作が起因の一つとなる「運転時の異常な過渡変化」 の評価では、「主給水流量喪失」を代表として有効性評 価を実施している。「主給水流量喪失」はポンプ等の故 障が起因事象であり、誤作動が起因ではないため、現 実的な操作の条件を仮定する必要はない。	(P.16,P.17) 4.4 運転時の異常な過渡変化 (P.18)		_	_	_		
4.4.3 安全系機能に対する仮定		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		1		1		
ソフトウェアCCFによりデジタル安全保護回路の機能が喪失し、原子炉停止系統及び工学的安全施設が自動作動しない。	各事象においてデジタル安全保護回路の機能喪失に伴い、本設の原 子炉停止系統及び工学的安全施設が動作しないことを解析条件として いる。	0	ソフトウェアCCFによる機能喪失を解析条件に反映している。	4.3 基本解析条件 (P.14) 4.4 運転時の異常な過渡変化 (各主要解析条件表) 4.5 設計基準事故 (各主要解析条件表)	1	1	1	1	1	
デジタル安全保護回路を経由しない,自動起動信号又は運 転員が事象の発生を認知した場合の手動起動信号により,原 子炉停止系統及び工学的安全施設は作動可能とする。	「原子炉格納容器健全性評価」において、デジタル安全保護回路の機能喪失に伴い自動起動しない格納容器スプレイ設備について、手動起動操作を解析条件としている。	0	ソフトウェアCCFによる機能喪失への対応操作として、手動起動を解析条件として反映している。	4.3 基本解析条件 (P.14) 4.5.8 原子炉格納容器健全性評価 (P.196) 添付 1-3 運転員操作条件	1	1	1	1	1	

※確認要領:確認項目①②③④⑤の欄ごとに確認結果を記入(確認できた場合「✔」,該当なしの場合「-」を記入)

①技術要件書の要求内容が漏れなく抽出されていること。

②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。 また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。

③要件整合判定が全て「○」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。

④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。

⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

ACTONIA ++-/ACTE/IL-+	事業者の要件整合報告の内容				ATENA による						
ATENA 技術要件書		要件整合性		有効性評価図書		要件整合確認結果**					
要求内容	→ 記載内容(概要)		理由			2	3	4	(5)		
自動起動信号又は運転員の手動操作による,最も確からしい プラント応答を評価するため,安全機能を有する機器の単一 故障は想定しない。	各事象において、起因事象による影響を受けない、安全機能を有する機器の単一故障は仮定していない。	0	起因事象の影響を受けない安全機能を有する機器の単 一故障を解析条件としていない。	4.3 基本解析条件 (P.14)4.4 運転時の異常な過渡変化 (各主要解析条件表)4.5 設計基準事故 (各主要解析条件表)	1	1	√	1	1		
安全機能のサポート系(電源系, 冷却系, 空調系等)は, 起因事象との従属性がなく, かつソフトウェアCCFの影響を受けない場合は, 起因事象が発生する前の作動状態を維持する。	起因事象との従属性がなく、かつソフトウェアCCFの影響を受けない安全機能のサポート系(電源系、冷却系、空調系等)の作動状態を想定する。また、これらのサポート系を利用した原子炉停止系統及び工学的安全施設の作動を仮定する。	0	必要な安全機能に対するサポート系について、起因事 象及びソフトウェアCCFの影響を受けないことを確認し ている。	4.3 基本解析条件 (P.14) 添付2 多様化設備が作動させる設備に対するサポート系の有効性	1	1	✓	1	1		
4.4.4 常用系機能に対する仮定			1			1					
起因事象として外部電源の喪失を仮定する事象以外は,外 部電源は利用可能とする。	起因事象が外部電源喪失である事象以外では、外部電源喪失は仮定していない。	0	起因事象が外部電源喪失である事象以外は、外部電源喪失を解析条件としていない。	4.3 基本解析条件 (P.14)	1	1	1	1	1		
事象発生前から機能しており、かつ事象発生後も機能し続ける設備は、故障の仮定から除外する。	事象発生前から機能している常用系設備は、機能喪失は仮定していない。	0	起因事象の影響を受けない常用系設備の機能喪失を 解析条件としていない。	4.3 基本解析条件 (P.14)	1	1	1	1	1		
常用系機能の喪失が起因となる事象が前提である場合は、当該事象を評価する際にはその機能を期待しない。	常用系機能の喪失が前提となる事象では、当該常用系の機能には期待していない。	0	常用系である各種制御系等の故障を起因とする事象では、事象発生後、その機能には期待していない。	4.3 基本解析条件 (P.15)	1	1	1	1	1		
4.4.5 多様化設備に関連する条件 (1)機器条件											
・多様化設備がもつ緩和機能の有効性を確認する観点から、 多重性を要求しない多様化設備の単一故障は想定しない。	多様化設備を含めて単一故障は想定していない。	0	多重性が要求されない多様化設備の単一故障を想定していない。	4.4 運転時の異常な過渡変化 (各主要解析条件表) 4.5 設計基準事故 (各主要解析条件表)	✓	/	✓	1	1		
・多様化設備がもつ緩和機能の有効性を確認する観点から、 多様化設備が代替作動させる原子炉停止系統、工学的安全 施設等の故障及び誤動作が起因となる事象は想定しない。	多様化設備が作動させる原子炉停止系統、工学的安全施設等は、そのサポート系が使用できない場合を除き作動を仮定しており、多様化設備が作動させる原子炉停止系統、工学的安全施設等の故障及び誤作動が起因となる事象は想定していない。	0	多様化設備が代替作動させる設備の故障及び誤動作が起因となる事象は想定していない。	4.3 基本解析条件 (P.14)	1	1	✓	/	/		

②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。

③要件整合判定が全て「○」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。

④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。

⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

	事業者の要件整合報告の内容				ATENA による					
ATENA 技術要件書	는 다 마시스 (HT TH)		要件整合性	────────────────────────────────────		要件整合確認結身				
要求内容	記載内容(概要)	判定	理由	一 有郊性評価凶書	1	2	3	4	5	
・多様化設備が作動させる原子炉停止系統,工学的安全施設等は,そのサポート系(電源系,冷却系,空調系等)が利用可能であることを確認し,使用できない場合原子炉停止系統,工学的安全施設等は利用できないものとする。	多様化設備が作動させる原子炉停止系統、工学的安全施設等は、そのサポート系が使用できない場合には利用できないものとする。	0	多様化設備が作動させる設備は、そのサポート系が起因事象及びソフトウェアCCFの影響を受けず利用可能であることを確認している。		1	1	1	1	1	
(2)操作条件										
・運転員による手動操作をソフトウェアCCF対策として期待することができる。ただし、有効性評価において運転員による手動操作を期待する場合には、原子炉制御室において運転員による事象の認知が可能であり、それに基づく操作手順書が整備され、運転操作訓練が適切に行われることによって、手動操作が適切に実施されることが前提となる。	有効性評価で期待している手動操作は、ハード対策(追加措置)完了までに整備される操作手順書に従い操作が適切に行われること、及び運転操作訓練が適切に行われることを前提としている。	0	解析上の運転員の手動操作の成立性が、運転員操作手順書、教育訓練により裏付けられることを示している。	4.3 基本解析条件 (P.15) 添付 1-3 運転員操作条件	✓	1	1	1	1	
・原子炉制御室での運転操作開始時間を現実的な想定としてもよい。その場合においては,運転員による事象の認知から 運転操作開始までの時間を適切に考慮し,その根拠を明確 にすること。			中央制御室での原子炉停止系統及び工学的安全施設の手動操作はない。	<u>—</u>	<i>y</i>	/	1	1	1	
・原子炉制御室外における運転員による現場操作を考慮して もよい。その場合においては、原子炉制御室における運転員 による事象の認知から現場操作場所までの移動時間、及び現 場操作場所に到着してから操作開始までの時間は適切に考 慮し、その根拠を明確にすること。	有効性評価で期待している中央制御室以外での現場操作は、現場への移動時間、現場での操作時間の各所要時間に基づき、解析条件として設定している。	0	移動や操作に係る所要時間を計測し、根拠を明確にした上で、中央制御室以外での現場操作の成立性を確認している。			_				

※確認要領:確認項目①②③④⑤の欄ごとに確認結果を記入(確認できた場合「✔」,該当なしの場合「-」を記入)

①技術要件書の要求内容が漏れなく抽出されていること。

②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。 また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。

③要件整合判定が全て「○」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。

④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。

⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

(記号)○:整合性有 -:該当なし

ATENA 技術要件書	事業者の要件整合報告の内容					ATENA による					
ATENA IX州安什吉	要件整合性		要件整合性			要件整合確認結果**					
要求内容	記載内容(概要)	判定	理由	有効性評価図書	1	2	3	4	(5)		
4.4.6 解析に使用する計算プログラム及びモデル											
有効性評価を行う場合は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の解析で用いる計算プログラム及びモデル、又は最適評価コード及び現実的な計算モデルを使用すること。	有効性評価に用いた計算プログラム及びモデルについて詳述した他の 資料を引用している。(「原子炉冷却材喪失」は設置変更許可申請書 添付書類十(設計基準事故)解析で用いているコードを使用、「原子炉 冷却材喪失」以外の事象はSPARKLE-2コードを使用)	0	解析で用いた計算プログラム及びモデルは、引用した 他の資料から確認できる。	4.2 解析に使用する計算プログラム (P.12,P.13) 6. 参考文献 (P.240)	1	1	✓	✓	1		
許認可での使用実績の無い計算プログラム及びモデルは、適用範囲(プラント型式、対象事象、事象進展に関わる現象等)について、妥当性確認及び検証が行われたものであること。なお、許認可での使用実績により、計算プログラム及びモデルの確認が行われている場合であっても、ソフトウェアCCF事象の評価実績が無い場合は、上記に示した適用範囲について、妥当性確認及び検証が行われたものであること。	有効性評価に用いた計算プログラム及びモデルの適用妥当性については、設置変更許可申請書 添付書類十解析(設計基準事故、重大事故等対策の有効性評価)での使用実績を記載するとともに、詳述した他の資料を引用している。	0	解析で用いた計算プログラム及びモデルの妥当性や許認可使用実績は、引用した他の資料から確認できる。	4.2 解析に使用する計算プログラム (P.12)6. 参考文献 (P.240)	1	1	>	\	✓		

[※]確認要領:確認項目①②③④⑤の欄ごとに確認結果を記入(確認できた場合「✔」,該当なしの場合「-」を記入) ①技術要件書の要求内容が漏れなく抽出されていること。

②記載内容(概要)の欄に、設備仕様や有効性評価結果が記載され、要求内容への整合性が明確になっていること。また、設計仕様や解析条件等が小項目に細分化されて記載されていること。

③要件整合判定が全て「○」で、かつ、その合理的な理由が記載されていること。

④エビデンスに上記②の欄の内容が具体的に記載されていること。

⑤多様化設備要件と有効性評価の関連する項目が紐づけられていること。

要件整合確認(詳細設計)における確認体制及び確認フロー

要件整合確認(詳細設計)における確認体制及び確認フロー

1. 確認体制

今回の要件整合確認(詳細設計)は、下表に示す ATENA 確認チームにて実施した。

なお、ATENA 確認チームの人選にあたっては、当該プラントのデジタル CCF 対策 設備の設計・有効性評価などに直接関わっていないことを条件に、業務経歴をもとに 力量を確認した。

	氏名	所属•役職	担当範囲
責任者		原子力エネルギー協議会 技術班 部長	3. 多様化設備要件 4. 有効性評価
担当者		原子力エネルギー協議会 技術班 部長	3. 多様化設備要件 4. 有効性評価
15世 15年		原子力エネルギー協議会 運営班 副部長	3. 多様化設備要件 4. 有効性評価

表 ATENA 確認チーム

2. 確認フロー

今回の要件整合確認(詳細設計)は、以下のフローで実施した。

- ATENA-WG(デジタル CCF-WG)にて要件整合報告書(詳細設計)の記載内容や様式の検討を行い、その検討結果をもとに事業者は要件整合報告書(詳細設計)を取りまとめ、ATENAに提出した。
- ATENA 確認チームは,受領した要件整合報告書(詳細設計)に対して,要件整合確認を行い,確認結果をATENA 役員に報告し,承認を得た。